

全国学校給食会連合会規約

昭和32年6月20日施行

改正 昭和43年10月10日

改正 昭和55年 7月 1日

改正 昭和57年 7月26日

改正 昭和59年 6月15日

改正 昭和61年 3月 1日

改正 昭和63年 2月12日

改正 平成 6年 2月18日

改正 平成16年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、全国学校給食会連合会（以下「本会」という。略称「全給連」）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都に置く。

(組 織)

第3条 本会は、各都道府県学校給食会（以下「県給食会」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）を会員として組織する。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の連携を密にして、県給食会の充実強化と学校給食の普及充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県給食会の充実強化と情報の収集・提供に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実に食育推進の支援に関する事業
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(ブロック)

第6条 県給食会は、別に定める細則別表による6ブロックに区分する。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 16名以内
- (3) 監事 3名以内

2 理事のうち、3名を副会長、7名を常任理事とする。なお、各役員の選出ブロック定数は、別に定める細則別表によるものとする。

(役員を選任等)

第8条 会長は、理事会の推薦により総会の承認を得て選任する。

- 2 理事及び監事は、会員の中から別に定める選出ブロックからの推薦により総会の承認を得て選任する。
- 3 副会長、常任理事は、理事の中から別に定める選出ブロックからの推薦により総会の承認を得て選任する。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、第1項から第3項の規定にかかわらず、理事会書面決議により選任できるものとする。
- 5 監事は理事を兼ねることはできない。

(顧問、参与)

第9条 本会に顧問、参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、理事会、常任理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長、副会長とともに本会事業の推進を図る。
- 4 理事は、理事会を構成し、重要事項を議決しこれを処理する。
- 5 監事は、本会の業務執行及び財務状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の仕事の残任期間とする。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項(2)の場合、総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第13条 役員は、原則として無報酬とする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第14条 本会の会議に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(会議の構成)

第15条 総会は、本会の最高決議機関で、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、本会の理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 4 会議には会長の求めに応じて、オブザーバーを出席させることができる。

(会議の決議事項等)

第16条 総会は、以下の事項について決議等する。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 本会の解散並びに残余財産の処分に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任または解任に関する事項
- (6) 会費に関する事項
- (7) 委員会等の設置及び廃止に関する事項
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議により委任された事項
 - (3) 事業並びに業務執行に必要な規程及び改廃に関する事項
 - (4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第17条 定例総会及び定例理事会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会の決議によるとき。
 - (3) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があったとき。

- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 4 常任理事会は、次の各号いずれかに該当するとき開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 常任理事会を構成する役員の過半数から開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第18条 総会は、会長が召集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的事項、日時並びに場所を示して、14日以前に書面をもって通知しなければならない。
- 3 理事会は、会長が召集する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時並びに場所を示して、14日以前に書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。
- 5 常任理事会は、会長が召集する。
- 6 常任理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時並びに場所を示して、10日以前に書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、ブロック別持ち回りの常任理事があたる。

- 2 理事会の議長は、会長があたる。
- 3 常任理事会の議長は、ブロック別持ち回りの副会長があたる。

(定足数)

第20条 会議は、構成する者の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

- 2 前項の会議において、出席できない理事は、同じブロック内から代理人を選出し、代理出席させることができる。ただし、委任状を提出した会員は出席したものとみなすこととする。

(会議の議決)

第21条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第22条 会議の議事内容については、電磁的記録により保存するものとする。

第4章 委員会

(委員会)

第23条 本会は第4条の目的を達成するために必要があるときは理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及び委員の選任及び解任、その他委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 資産及び会計

(構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 総会において別に定める会費収入
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の区分)

第25条 本会の資産は、活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の区分)

第26条 本会の会計は、活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告書、財産目録、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更等)

第30条 本規約を変更しようとするときは、総会において出席した会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(解散)

第31条 本会の解散は、総会において、会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第32条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会の議決によってこれを定める。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及びその他の職員を置くことができる。

(職員の任免)

第34条 事務局長、事務局次長及び職員は、会長が任命する。

(職員の職務等)

第35条 事務局長は、事務局を総括し、本会の事務全般の管理、運営を行う。

2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、または欠けたときはその職務を代行する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 雑 則

(細 則)

第36条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、昭和32年6月20日から施行する。

2 本会の設立当初の理事は、次のとおりとする。

三浦秀夫（北海道）	常松 喬（宮城県）	渡辺建夫（東京都）
赤尾隆憲（長野県）	八田 浩（愛知県）	乾 正人（大阪府）
光尾芳人（山口県）	土居正実（高知県）	中尾莊兵衛（福岡県）
大野麟毅（日本学校給食会）		

3 この改正規約は、昭和43年10月30日から施行する。

4 この改正規約は、昭和55年 7月 1日から施行する。ただし、第9条は昭和56年度の役員改選のときから施行する。

5 この改正規約は、昭和57年 7月26日から施行する。

6 この改正規約は、昭和59年 6月15日から施行する。

7 この改正規約は、昭和61年 3月 1日から施行する。

8 この改正規約は、昭和63年 2月12日から施行する。

9 この改正規約は、平成 6年 2月18日から施行する。

10 この改正規約は、平成16年 4月 1日から施行する。

11 この改正規約は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第7条は平成31年度の役員改選のときから施行する。